

「臨時休業」の判断時間及び判断基準について

(改定) 令和5年7月14日

大野城市教育委員会

〈対象となる警報〉 ※ 気象庁ホームページから

大雨警報、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、洪水警報、大雪警報、暴風警報、暴風雪警報

大雨特別警報、大雪特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報

1 【二日前から前日】

判断時間	判断基準	協議方法
二日前から前日	上記警報のいずれも発令されていないが、雨・風・雪等の天候状況や交通機関の運行状況により、危険性がある場合、臨時休業とする。	教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定

2 【当日】

午前6時00分	上記警報のいずれか1つでも発令された場合、臨時休業とする。	教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
午前6時00分	上記警報のいずれも発令されていないが、雨・風・雪等の天候状況や交通機関の運行状況により登校時の危険性がある場合、臨時休業とする。	教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
登校後に、警報が発令された場合	上記警報のいずれかが1つでも発令された場合は、 <u>授業を打ち切って下校時刻を早める</u> 。その際、 <u>校区の地理的状況や気象状況、校種に応じた下校方法を検討する</u> 。	教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定

3 地震の場合

17時から 24時までに発生	「震度5弱以上」の地震が起きた場合、翌日を臨時休業とする。	教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
0時から 7時30分までに発生	「震度5弱以上」の地震が起きた場合、当日を臨時休業とする。	教育委員会・校長会が危機管理課と協議の上、決定
登校中に地震が発生し学校に登校した場合	原則として、保護者が迎えに来るまで、 <u>学校預かり</u>	
在校中に地震が発生した場合		
下校中に地震が発生し学校に戻った場合		

4 留意すること

- 原則として全小中学校を対象とした判断とするが、校区の地理的状況や気象状況で想定される災害が異なる場合や、災害の程度が大きく異なる場合は、協議を行う。
- 警報等が中長期にわたって発令する場合は、天気の回復や校区の地理的状況を考慮して、登校の判断を行うことがある。
- 災害対策本部が設置された場合は、災害対策本部の指示に従う。

5 連絡方法

- 保護者・地域の方へ学校からのメールや学校のホームページで知らせる。
- ※ 停電や落雷等の影響で学校のシステムが動かなくなった時のために、市のホームページでも知らせる。